
4.国内の認証機関

国内の主なハラール認証団体

■ 東南アジアや中東から相互認証を受けている主な国内のハラール認証団体は下記のとおり。

NO	団体・組織名	相互認証機関					
		マレーシア (JAKIM)	インドネシア (MUI)	シンガポール (MUIS)	サウジアラビア (GAC、SASO)	UAE (ESMA、EIAC)	カタール (Ministry of Public Health Ports Health and Food Control Section)
1	エミレーツ・ハラールセンター(EHC)					○	
2	イスラミックセンター・ジャパン(ICJ)						○
3	特定非営利活動法人(NPO法人) 日本ハラール協会(JHA)	○	○ (香料除く)	○	○ (GACのみ)	○	○
4	宗教法人 日本イスラム教徒協会(JMA)/ 拓殖大学イスラム研究所	○	○ (と畜除く)	○			
5	一般社団法人イスラム教徒・プロフェッショナル協会(MPJA)	○	○				
6	宗教法人日本イスラム文化センター/ マスジド大塚(JIT)	○				○	○
7	一般社団法人ジャパン・ハラール・ファンデーション(JHF)	○		○			
8	NPO法人日本アジアハラール協会(NAHA)	○		○			
9	Prime Certification And Inspection Company Ltd (PCIC)					○	

(注)2020年10月時点。品目により認証対象外になるものがある。PCICはUAEのドバイに本社を持ち、千葉市に日本拠点がある。

1. エミレーツ・ハラールセンター(EHC)

	協会概要
名称	エミレーツ・ハラール・センター(EHC)
所在地	東京都港区虎ノ門5-3-15
連絡先	info@uae-halalcenter.com 電話:03-3578-8800
URL	https://emirateshalal.com/index-1.html
主な対象品目	NA
主な相互認証先	■ UAE(ESMA)、エミレーツ公式認定資格審査機関(DAC)
認証取得にかかる期間	NA
費用	NA
備考	<ul style="list-style-type: none">■ EHC2015年5月に設立され、UAEおよび湾岸諸国市場での事業の拡大を目指す日本企業を支援する為の信頼できる認証機関となる事を目指している。■ 同センターによるハラール認証関連の資料は、下記のURLよりダウンロードすることができる。<ul style="list-style-type: none">● ハラール認証取得のためのプロセス(英文) (https://emirateshalal.com/index-8.html)● 申請書や問い合わせフォーム: (https://emirateshalal.com/index-14.html)

2. イスラミックセンター・ジャパン(ICJ)

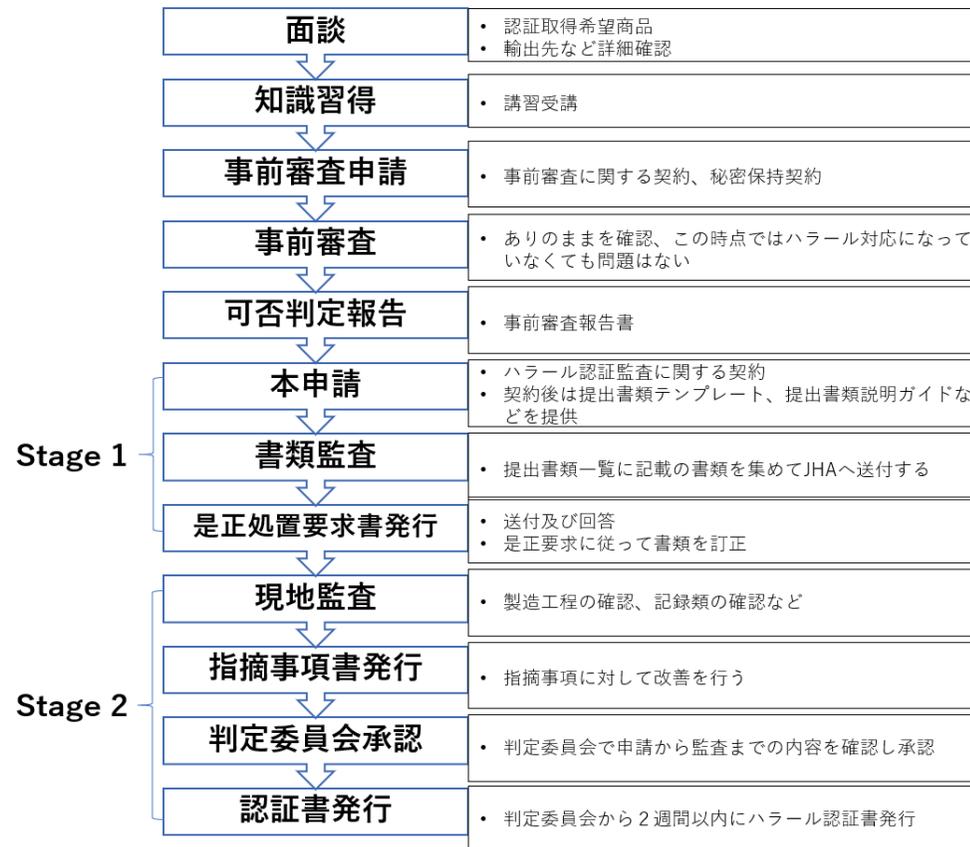
	協会概要
名称	宗教法人イスラミックセンター・ジャパン
所在地	東京都世田谷区大原 1-16-11
連絡先	電話: 03-3460-6169 Fax: 03-3460-6105 E-Mail: info@islamiccenter.or.jp ※ハラール認証担当スタッフは常駐していないため、FAXまたはメールが望ましい。
URL	www.islamcenter.or.jp
主な対象品目	NA
主な相互認証先	カタール (Ministry of Public Health Ports Health and Food Control Section)
認証取得にかかる期間	NA
費用	■ 「ハラール認証ガイド(2012年11月)」に金額例が掲載されているが、企業の業態、規模、所在地等により異なる。 面接あるいはセミナーを通じ個別に相談の上見積もりを行う。
備考	■ ICJは1974年に設立され、出版・教育をはじめ、日本国内のイスラム普及のための多様な活動を行っている。 ■ ICJのハラール認証のプロセスについては、下記ウェブサイトを参照： (https://www.islamcenter.or.jp/%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%83%bc%e3%83%ab%e8%aa%8d%e8%a8%bc/?lang=ja) ● 「ハラール認証ガイド(2012年11月)」： (www.islamcenter.or.jp/wp-content/uploads/2017/12/ICJハラール認証パンフ_2012年11月改訂版.pdf)

3. 日本ハラール協会 (JHA) 1/4

協会概要	
名称	NPO法人 日本ハラール協会
所在地	〒558-0011 大阪市住吉区苅田3-17-4 エクセルアビコ2F
連絡先	FAX:06-4703-5977 Mail: info@jhalal.com
URL	https://www.jhalal.com/
主な対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食品製造(屠畜、食品添加物、健康食品含む) ■ 化粧品及びパーソナルケア ■ 医薬品、医療機器 ■ 物流サービス ■ セントラルキッチン(国内のみ) ■ レストラン(国内のみ)
主な相互認証先	<ul style="list-style-type: none"> ■ インドネシア・ウラマー評議会(MUI) ■ マレーシア政府ハラール認証機関(JAKIM) ■ シンガポール政府ハラール認証機関(MUIS) ■ 湾岸承認センター(GAC) ■ アラブ首長国連邦認証機関(ESMA) ■ カタール(Ministry of Public Health Ports Health and Food Control Section) ■ タイ中央イスラム機構(CICOT) ■ 台湾清真産業品質保証推廣協会(THIDA) <p>※一部相互認証先は、対象品目が異なることがある。</p>
認証取得にかかる期間	一般的には半年～1年。企業側の作業による。
費用	料金規定有。詳細は個別面談時に確認する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当協会は、ISO/IEC17065, GSO2055-2に基づきハラール認証団体としての運営を行なっている。 ■ 世界ハラールフード機構(WHFC)のメンバーである。

3. 日本ハラル協会（JHA） 2/4

- 当協会ではハラル認証取得における手順は下記のとおり。業務内容や認証取得商品等の業務内容を整理の上、事前相談可能。
- 相談後、ハラルに関する知識習得のための講習受講。秘密保持契約締結後に審査に入る。
- その他、ハラル認証取得後は、ハラルサプライチェーンに関わる全ての工程において、ハラル性の担保、確実に運用するための社内のハラルシステムを構築する体制を整備する必要がある。



3. 日本ハラール協会（JHA） 3/4

- 同協会では、ハラール認証取得時および取得後の運営・管理などを円滑で確実にすることを目的に、認証取得の段階別に手順を記載したハラールガイドラインを作成している。
- ガイドラインは、認証取得の申請後に提供される。

JHAハラール認証基準とガイドライン

	ガイドライン	言語	版	対象
1	JHAS1002:2019	日英	1	加工食品Process Food
2	JHAS2002:2018	英	1	サーベイランス 監査 & 企業モニタリング Surveillance & Monitoring
3	JHAS1003:2019	英	1	ハラール屠畜 Halal Slaughtering
4	JHAS2001:2018	英	1	清浄化洗浄 Religious Cleansing
5	JHAS3001:2019	日英		キッチンとレストラン認証基準 Kitchen and Restaurant certification standard
6	カマールとアルコールKhamr & Alcohol	日英		カマールとアルコールKhamr & Alcohol

3. 日本ハラル協会（JHA） 4/4

	国	組織名	取得年	認定規格	取得状況	認証基準	カテゴリー	備考
1	マレーシア	JAKIM	2012	—	●	MS1500:2019	—	
2	インドネシア	LPPOM-MUI	2019	—	●	HAS23000	原料、と畜、 (加工食品含む)	香料は講習受講 し次第取得予定 (日程未定)
3	シンガポール	MUIS	2013	—	●	HAS Singapore	—	
4	UAE	ESMA	2017	UAE.GSO2055-2	●	UAE.GSO2055-1	* 以下に同じ	** 以下に同じ
5	カタール	Ministry of Public Health Ports Health and Food Control Section	2020	—	●	—	—	
6	湾岸諸国	GAC	2017	ISO/IEC17065	●	GSO2055-1	加工食品、食品 添加物、香料、 化粧品等*	と畜(申請中) **
				GSO2055-2				
7	タイ	CICOT	2018	—	●	—	—	
8	台湾	THIDA	2020	—	●	—	—	

(出所)JHA提供資料及びヒアリング調査による。

4. 宗教法人 日本イスラム教徒協会(JMA)／拓殖大学イスラム研究所

	協会概要
名称	宗教法人 日本イスラム教徒協会
所在地	東京都 品川区東五反田3-17-23
連絡先	電話: 03-6277-3561 e-mail: jma@ac.auone-net.jp
URL	http://www.muslim.or.jp/
主な対象品目	食品、化粧品、医薬品等 ※と畜・食肉加工の認証は現時点実施していない。
主な相互認証先	<ul style="list-style-type: none"> ■ マレーシア(JAKIM) ■ インドネシア(LPPOM-MUI) ■ シンガポール(MUIS)
認証取得にかかる期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ これまでハラールに対応していた企業であれば、申請から約半年程度で認証取得できるところもある。 ■ しかし、対象製品の生産工程や原材料の状況により異なる。1年程度で認証できる企業が多いが、2年近く有する企業もある。 ■ なお、一部でも非ハラールなものを利用していた場合は、設備などのハラール洗浄が必要となる。ハラール洗浄に際しては、認証機関が事前に工場を確認する。
ハラール認証の更新制度	毎年更新が必要。
ハラール認証の費用	個別相談により対応。
備考	JMAでは主に国内向けにイスラム教徒フレンドリーの認定を行い、輸出向けのハラール認証は拓殖大学イスラム研究所が担っている。

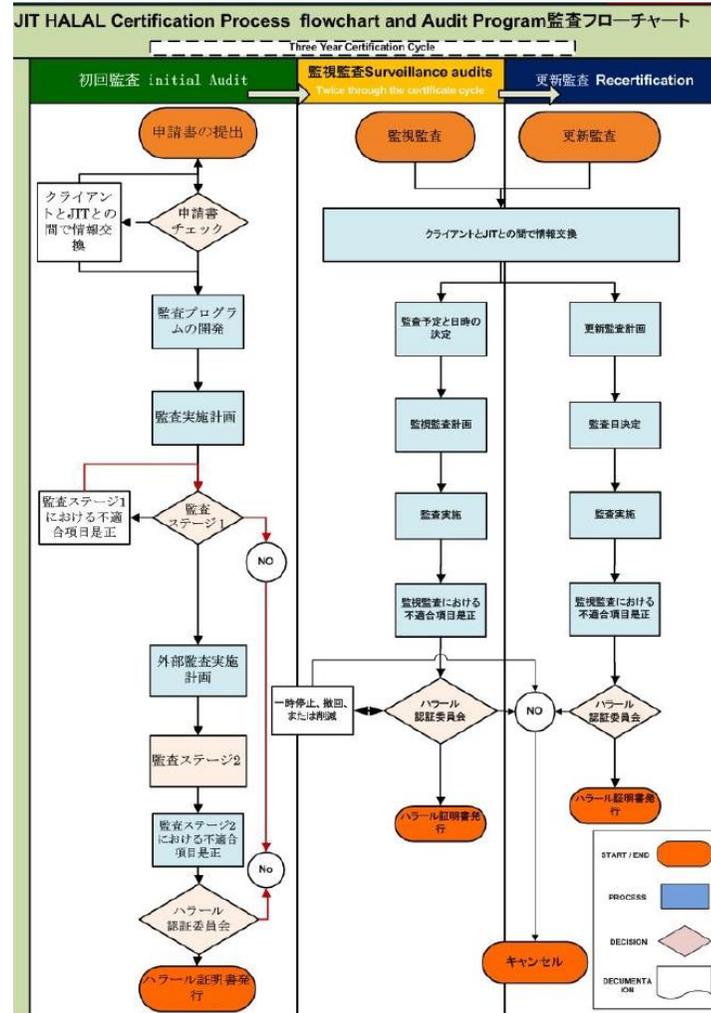
5.日本イスラム文化センター(JIT) 1/2

	概要
名称	宗教法人 日本イスラム文化センター
所在地	〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-42-11
連絡先	電話:03-3971-5631 /070-2797-6865(事務担当:菅野(スガノ)) Mail: Halal@islam.or.jp /japanislamictrust.halal@gmail.com
URL	http://www.islam.or.jp/
主な対象品目	屠畜場、食肉加工場、加工食品、レストラン、ケータリング、化学製品(食品添加剤含む)、化粧品等
主な相互認証先	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中東(EIAC、GSO、UAE、SMIC) ■ マレーシア(JAKIM) ■ タイ(CICOT) ■ カタール(Ministry of Public Health Ports Health and Food Control Section)
認証取得にかかる期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申請後、製造・加工設備の審査が行われ、問題なければ1週間以内に認可されるが、確認すべき事項が発見された場合、同センターに所属するイスラム法学者の審査のため更に1~2カ月必要となる場合もある。
認証の更新制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製品の原材料・製造方法に変更がない事を前提として、発行日より1年間有効。
認証の費用	<ul style="list-style-type: none"> ■ ハラール認証に関わる費用は非公開であるが、費用構造の目安は下記のウェブサイトにて提示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ● (http://www.islam.or.jp/wp-content/uploads/2018/05/Halal_Certificate_fee_Structure.pdf) ■ と畜場のハラール認証については、本国から監査員(2名)を招致することが義務付けられている。監査員2名の往復の航空券代+宿泊費の実費に加え、最短7日間の人件費が必要とされる。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■ 同センターは文化庁管轄であり、1978年北海道で設立。その後東京に本部を移転した。 <ul style="list-style-type: none"> ● 2004年より幼稚園、13年よりイスラム霊園、17年より小学校(インターナショナルスクール)を開設。 ● アフガン難民支援、ロヒンギャ難民支援、シリア難民支援、スリランカテロ災害支援、3・11東北支援、岡山・広島洪水被災支援等。地域活動としてホームレス支援や学生支援、孤児支援も実施。 ■ ハラール認証取得における主要な手順や様式は、ウェブサイトで公開されている。 <ul style="list-style-type: none"> ● (http://www.islam.or.jp/halalfood/) ■ 上記の海外のハラール認証機関の基準に加え、ISO基準(17021、17065)にも準拠している。

5. 日本イスラム文化センター (JIT) 2/2

申請から認証取得、監査までの主な流れ

- 認証プロセスは、初回監査(initial audit)→監視監査(surveillance audits)→更新監査(recertification)から成る3年サイクルで実施される。
- 初回監査はISO/Food safety standardと同様。最初の申請から現場監査(ハラール製造のためのインフラ及び能力を監査する。2名により実施)、ハラール認定(監査員による報告に基づきハラール委員会が決定)まで1~3カ月(ベストプラクティス)。
- 不適合箇所がある場合はより長期間かかり、6カ月後に再監査となる。



6.日本アジアハラール協会(NAHA) 1/2

	協会概要
名称	NPO 法人日本アジアハラール協会
所在地	〒260-0044 千葉県千葉市中央区松波2-6-2 CICCビル5F
連絡先	電話: 03-5413-8418 , 043-205-4995
URL	https://web.nipponasia-halal.org/
主な対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食品、宿泊施設、レストラン、化粧品等(原料を含む) <ul style="list-style-type: none"> ● 認証実績はウェブサイトで公開している (http://web.nipponasia-halal.org/archives/category/products)。 ■ 2020年10月現在、185社・団体のハラール認証実績を持つ。
主な相互認証先	<ul style="list-style-type: none"> ■ マレーシア(JAKIM) ■ シンガポール(MUIS)
認証取得にかかる期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ ハラール認証取得希望製品の生産工程や必要書類や成分確認等の準備状況により異なる。 ■ 申請者の書類や成分情報が整備されている場合は、申請からハラール認証発行まで2週間から1か月程度。
ハラール認証の費用及び更新期間(有効期間)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ハラール認証費用の目安は下記のとおり。加工品については、各商品に使用されている原材料、製造ラインによって認証取得の難易度が異なるため、取得までに掛かる作業工程などを考慮し費用を提示する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 植物系商品(加工・添加物なし)／例: 野菜、穀類、卵、牛乳、米など <ul style="list-style-type: none"> - 認証料……10万円以下(監査員1名分の交通・宿泊費を除く) - ハラール認証発行後の有効期間: 2年間 ● 加工品／例: 加工食品、化粧品、飲料(水以外) <ul style="list-style-type: none"> - 認証料……使用原料の確認および製造ラインのプレ監査後、見積書を発行 - ハラール認証発行後の有効期間: 1年間
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本アジアハラール協会(NAHA)は2010年にハラール認証を開始。これまでに45都道府県で約500件ハラール関連セミナーを無料で実施している。その他認証取得コンサルティング、各種講演、教育など様々な活動を行っている。 ■ UAE(ESMA)やインドネシア(MUI)のハラール認証は、提携先により実施されている。詳細はNAHAを通じて相談可能。

6.日本アジアハラール協会(NAHA) 2/2

申請から認証取得までの主な流れ

事前相談

ハラール認証取得に関する質問や必要な準備、留意事項等の事前相談を受け付ける

ハラール認証取得依頼

申請者によるハラール認証取得依頼(申請書提出)

事前監査

ハラール認証取得のための事前監査を行うことで、本監査が円滑に進むよう最終準備を実施する

必要書類の作成

申請者がハラール認証取得のための必要書類を準備

本監査

監査員が工場に出向き、設備などの現場での検査を実施

ハラール認証証明書発行・ハラールマークの付与
(監査結果で認証取得が許可されると、証明書、ならびに製品パッケージ等に使用可能なロゴマークが申請書に付与される)

7.一般社団法人ジャパン・ハラール・ファンデーション(JHF) 1/2

	協会概要
名称	一般社団法人ジャパン・ハラール・ファンデーション(JHF)
所在地	〒110-0016 東京都台東区台東4-6-7アッサラームビル1F
連絡先	TEL: 050-3644-1045 / 03-3836-3533 E-mail: info@japanhalal.or.jp
URL	http://japanhalal.or.jp/
主な対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食品・宿泊施設・レストラン・化粧品等 <ul style="list-style-type: none"> ● 認証実績はウェブサイトで公開している (http://japanhalal.or.jp/results)。 ■ 2020年10月現在、29のホテル・レストラン、21の企業(主に食品企業)でのハラール認証実績を持つ。
主な相互認証先	<ul style="list-style-type: none"> ■ マレーシア(JAKIM) ■ シンガポール(MUIS)
認証取得にかかる期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ ハラール認証取得希望製品の生産工程や必要書類や成分確認等の準備状況により異なる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 食品・レストラン: 平均して1か月程度。 ● 化学薬品等を用いるような場合、長期にわたる可能性あり。
ハラール認証の費用及び更新期間(有効期間)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記条件等を考慮し、認定手数料を決定する(認証手数料に影響する主要な要件は以下の通り)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 事業規模(大規模、中規模、小規模) ● 製品数・メニュー数 または 製品・メニューの処理方法 ● 工場数 または 店舗・支店数 ● 使用する原材料数 ● 確認必要な原材料の種類、数 ■ 新設の小規模店舗、事業主等に対する認証手数料及び更新手数料の減額措置あり。 ■ ハラール認証発行後の有効期間: 1年間(更新期間は1年)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2015年9月に、JHFは、東京・御徒町の宗教法人アッサラームファンデーションおよびアッサラームマスジドと連携して2015年に設立。

7.一般社団法人ジャパン・ハラール・ファンデーション(JHF) 2/2

申請から認証取得までの主な流れ

事前相談

相談を行った企業に対して、ハラール認証取得に関する情報提供を行う

ハラール研修

ハラールの知識について、従業員に対してトレーニングの機会を提供する

認証手続きの申込の受付

認証手続きの申し込みを受け付ける

データ収集

申請者がハラール認証取得のための必要書類、データを提供(指摘事項があれば改善を行う)

監査

監査員が工場やレストランに出向き、現場での検査を実施(指摘事項があれば改善を行う)

ハラール認証証明書発行・ハラールマークの付与

(監査の結果、すべての問題をクリアし、認証取得が認められれば、証明書及び製品パッケージ等に使用可能なロゴマークが申請書に付与される)

8.一般社団法人イスラム教徒・プロフェッショナル・ジャパン協会(MPJA) 1/2

	協会概要
名称	一般社団法人イスラム教徒・プロフェッショナル・ジャパン協会(MPJA)
所在地	東京都新宿区四谷四丁目32番地1
連絡先	03-6869-5775
URL	https://mpja.jp/about/profile
主な対象品目	と畜場、食品(添加物や栄養補助食品を含む)、化粧品・化学原材料が中心 ※2020年9月現在、約30社が認証を取得し輸出している。
主な相互認証先	<ul style="list-style-type: none">■ マレーシア(JAKIM)■ インドネシア(LPPOM-MUI)■ タイ(CICOT)
認証取得にかかる期間	<ul style="list-style-type: none">■ 製品によるが、加工が少ないものや抹茶などは早くて申請後3カ月程度。■ 化粧品など平均20-30種類の原材料を用いる製品では半年から10か月程度。<ul style="list-style-type: none">● 企業によっては、契約内容の確認に時間を要したり、書類準備に時間がかかったり、原材料で豚由来のものが見つかると他の原材料を探さなければならなくなったりと1年を超える場合もある。
ハラール認証の更新制度	<ul style="list-style-type: none">■ 現在は製造企業に毎年1回の更新としている。■ と畜場については、マレーシアの基準に従い、3カ月に1回は監査が必要となる。(と畜場については、毎回マレーシアから監査員が来日して施設を監査している)
ハラール認証の費用	個別相談により対応。
備考	<ul style="list-style-type: none">■ WHFCにも加盟している。■ 詳細は問い合わせフォームから照会可能(https://mpja.jp/contact)。

8.一般社団法人イスラム教徒・プロフェッショナル・ジャパン協会(MPJA)② 2/2

申請から認証取得までの主な流れ

- ① 申請者よりMPJAへ連絡、事前相談
- ② 申請書テンプレートや契約書のひな形、機密保持の書類をMPJAから申請者に送付
- ③ 内容確認後契約・申請書提出
- ④ 第1回請求
- ⑤ 事業者からの書類提出
- ⑥ 書類審査
 - ・テクニカル監査人により実施される
 - ・原材料由来で追加書類を依頼(必要に応じて実施)
- ⑦ 書類審査完了後、現場監査スケジュール作成
- ⑧ 現場監査の実施
 - ・テクニカル監査人及びシャリア法監査人の両方(2名)による審査が行われる
 - ・必要に応じ通訳兼コーディネーターも同行する。そのため、工場の現地監査には3-4名参加することが多い
- ⑨ 企業へのセミナー(ハラール基礎講座+ハラール性担保のための管理者セミナー)実施
 - ・申請者である企業に対し、最低2名のハラール管理責任者を定めなければならない。管理責任者には本セミナーへの参加が必須とされる
- ⑩ 監査人による監査報告書作成、プレゼンテーションを実施
- ⑪ 監査人とは別にファトワ委員会(シャリア法専門家とイスラム教徒の技術系専門家)により認証可否を判断
- ⑫ 許可が出れば認証発行。改善が必要な場合は、申請者に対し、1-3か月以内に改善要請を行う
- ⑬ 改善状況確認後、認証を発行する(管理者証明書を管理責任者に証明書を発行)
- ⑭ 事業者は残金を支払い、認証を受領する

(※) 主な書類として、①会社概要、②会社組織図、③工場見取図、④ハラール認証取得予定の製品リスト(ハラール製品工程図・製品規格書含む)、⑤原材料リスト(原材料規格書・原材料工程図含む)、⑥原材料に関するハラール証明書(あれば)、⑦原材料リストカウントリスト、⑧製品画像等がある。

ハラール保証管理システム

- 認証取得した事業者は、ハラール性担保の管理をするための「ハラール保証管理システム」の体制を整備
 - 本システムは、HACCPやISOをベースとし、ハラール性の項目が追加されたものである。
 - MPJAのシステムのテンプレートをもとに各企業独自のハラール管理システムを検討してもらい、企業独自で運用できるようマニュアルを作成する。
 - 認証取得後はシステムに基づき製造管理を行うことで、ハラール性を担保してもらう。
 - 管理者は各企業に2名配置する。窓口1名、工場で実際に製造に携わる責任者1名配置する(工場が複数ある場合は工場ごとに1名配置する)。
 - 企業や工場にイスラム教徒の配置は必須ではないが、と畜場においては、イスラム教徒によると畜が必要である。

5.と畜場・食肉加工工場

マレーシア・インドネシア向け輸出用と畜場および食肉処理施設

- マレーシアやインドネシア向け輸出用牛肉の主な施設名は下記のとおり。
- 実際の輸出にはハラール認証が必要であるため、各施設及びハラール認証機関への確認が必要である。

マレーシア・インドネシア向け牛肉輸出に対応していると畜場・食肉処理施設

マレーシア	インドネシア	施設の名称	施設の所在地	と畜場又は食肉処理場	認可自治体
●	●	全国開拓農業協同組合連合会 人吉食肉センター	熊本県球磨郡錦町西字花立50 番地の1	と畜場	熊本県
		ゼンカイミート株式会社	熊本県球磨郡錦町西字花立62 番地	食肉処理場	
●	●	株式会社にし阿波ビーフ	徳島県三好郡東みよし町足代890番地 3890-3	と畜場/ 食肉処理場	徳島県

(注)インドネシアは2018年1月19日、マレーシアは2017年11月7日公表

(出所)農林水産省

シンガポール向け輸出用畜場と食肉加工施設 1/3

シンガポール向け輸出食肉取扱施設 (2020年10月6日公表)

施設番号	施設の名称	施設の所在地	と畜場又は食肉処理場	輸出可能品目	自治体
G-1	群馬県食肉卸売市場	群馬県佐波郡玉村町大字上福島1189番地	と畜場 食肉処理場	牛肉	群馬県
I-1	株式会社いわちく	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地	と畜場 食肉処理場	牛肉	岩手県
K-1	株式会社ナンチク	鹿児島県曾於市末吉町二之方1828	と畜場 食肉処理場	牛肉 牛肉蔵	鹿児島県
KGD	株式会社ナンチク	鹿児島県曾於市末吉町二之方1828	と畜場 食肉処理場	豚肉	鹿児島県
K-2	サンキョーミート株式会社 有明ミート工場	鹿児島県志布志市有明町野井倉6965番地	と畜場 食肉処理場	牛肉 牛肉蔵	鹿児島県
KGX	サンキョーミート株式会社 有明ミート工場	鹿児島県志布志市有明町野井倉6965番地	と畜場 食肉処理場	豚肉	鹿児島県
K-3	株式会社阿久根食肉流通センター	鹿児島県阿久根市塩浜町一丁目10番地	と畜場	牛肉 牛肉蔵	鹿児島県
K-3	スターゼンミートプロセッサ株式会社 阿久根工場	鹿児島県阿久根市塩浜町一丁目10番地	食肉処理場	牛肉 牛肉蔵	鹿児島県
KGAI	株式会社阿久根食肉流通センター	鹿児島県阿久根市塩浜町一丁目10番地	と畜場	豚肉 豚肉蔵	鹿児島県
KGAI	スターゼンミートプロセツ Prefecture サー株式会社阿久根工場	鹿児島県阿久根市塩浜町一丁目10番地	食肉処理場	豚肉 豚肉蔵	鹿児島県
S-1	滋賀食肉センター	滋賀県近江八幡市長光寺町1089-4	と畜場 食肉処理場	牛肉	滋賀県

シンガポール向け輸出用畜場と食肉加工施設 2/3

シンガポール向け輸出食肉取扱施設 (令和2年10月6日現在現在)

施設番号	施設の名称	施設の所在地	と畜場又は食肉処理場	輸出可能品目	自治体
GI-1	飛騨食肉センター	岐阜県高山市八日町327番地	と畜場	牛肉	岐阜県
GI-1	飛騨食肉センター	岐阜県高山市八日町327番地	食肉処理場	牛肉	岐阜県
M-1	株式会社ミヤチク高崎工場	宮崎県都城市高崎町大牟田4268番地1	と畜場 食肉処理場	牛肉	宮崎県
M-5	株式会社ミヤチク都農工場	宮崎県児湯郡都農町大字川北15530	と畜場 食肉処理場	牛肉	宮崎県
K-4	株式会社JA 食肉かごしま南薩工場	鹿児島県南九州市知覧町南別府22361	と畜場 食肉処理場	牛肉	鹿児島県
KGAK	協同組合南州高山ミートセンター	鹿児島県肝属郡肝付町前田3550番地	と畜場 食肉処理場	豚肉 豚肉内蔵	鹿児島県
HOS-1	株式会社北海道畜産公社十勝工場 十勝総合食肉流通センター(第2工場)	北海道帯広市西24条北2丁目1番地1	と畜場 食肉処理場	牛肉	北海道
KU-2	株式会社熊本畜産流通センター	熊本県菊池市七城町林原9番地	と畜場 食肉処理場	牛肉	熊本県
HOS-2	株式会社日高食肉センター	北海道新冠郡新冠町字西泊津77-5	と畜場	豚肉	北海道
HOS-2	日高食肉流通センター	北海道新冠郡新冠町字西泊津77-5	食肉処理場	豚肉	北海道
AK-1	株式会社ミートランド	秋田県鹿角市八幡平字外川原31-1	と畜場 食肉処理場	豚肉	秋田県
HMJ-1	和牛マスター食肉センター	兵庫県姫路市東郷町1451番地5	と畜場 食肉処理場	牛肉	兵庫県 (姫路市)

シンガポール向け輸出用畜場と食肉加工施設 3/3

シンガポール向け輸出食肉取扱施設 (令和2年10月6日現在現在)

施設番号	施設の名称	施設の所在地	と畜場又は食肉処理場	輸出可能品目	自治体
OI-1	株式会社大分県畜産公社	大分県豊後大野市犬飼町田原1580番地29	と畜場 食肉処理場	牛肉	大分県
KY-1	京都市と畜場	京都市南区吉祥院石原東之口2番地	と畜場 食肉処理場	牛肉 牛肉蔵	京都府 (京都市)
KOC-1	越谷食肉センター	埼玉県越谷市増森1丁目12番地	と畜場 食肉処理場	牛肉 豚肉	埼玉県 (越谷市)
KOC-1	IHミートパッカー株式会社 東京ミートセンター	埼玉県越谷市増森1丁目20番1号	と畜場 食肉処理場	牛肉 豚肉	埼玉県 (越谷市)
HOK-1	株式会社北海道畜産公社十勝工場 十勝総合食肉流通センター(第3工場)	北海道帯広市西24条北2丁目1番地1	と畜場 食肉処理場	牛肉	北海道
TOC-1	とちぎ食肉センター	栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田1921—7	と畜場 食肉処理場	牛肉	栃木県
SA-4	県北食肉センター協業組合	埼玉県熊谷市下増田173	と畜場 食肉処理場	豚肉	埼玉県
TOKU-2	株式会社にし阿波ビーフ	徳島県三好郡東みよし町足代890番地3	と畜場 食肉処理場	豚肉	徳島県

中東主要国向け輸出用と畜場および食肉処理施設

- 中東諸国に輸出する肉及び肉製品においては、GSO1400をはじめとする規定に基づいて食肉処理された施設で自治体の認可を得た施設で処理する必要がある。
 - 実際に相手国に牛肉を輸出するためには、日本のハラールと畜証明書発行機関が相手国政府に登録され、当該機関から肉のハラール認証を受けると畜施設が、都道府県等から認定を受ける必要がある。
- サウジアラビアについては、2020年6月に衛生当局との間の日本産牛肉の輸出条件及び輸出検疫証明書様式に合意しているが、ハラール関係の手続き中であるため、輸出可能な施設はまだ登録されていない。
- 各国への輸出の際には、ハラール認証が必須であるため、各施設及びハラール認証機関へのハラール認証発効可否の確認が必要である。

中東向け輸出に対応していると畜場・食肉処理施設						
輸出先			施設情報		と畜場又は食肉処理場	認可自治体
UAE	カタール	バーレーン	名称	住所		
●	●	●	株式会社北海道畜産公社道東事業所北見工場北見地区総合食肉流通センター	北海道網走郡大空町東藻琴千草72番地の1	と畜場 食肉処理場	北海道
	●	●	本庄食肉センター 有限会社寄居食肉	埼玉県本庄市杉山115番地	と畜場 食肉処理場	埼玉県
	●	●	羽曳野市立南食ミートセンター 殖生ミートパッカー株式会社	大阪府羽曳野市向野2丁目4番14号	と畜場 食肉処理場	大阪府
●	●	●	三田食肉センター	兵庫県神戸市北区長尾町宅原11	と畜場 食肉処理場	神戸市
●	●	●	全国開拓農業協同組合連合会 人吉食肉センター ゼンカイミート株式会社	熊本県球磨郡錦町西字花立50番地1 熊本県球磨郡錦町西字花立62番地	と畜場 食肉処理場	熊本県

6.分析機関

成分分析機関の活用

- 日本国内で流通されている食品等の製品は、ハラールがあまり意識されることはないため、事業者が意識しなくても非ハラールな成分(例:豚やその他の動物、アルコール由来の成分等)を含むことが想定される。
- 輸出しようとした自社製品が非ハラールな成分を含むことがないよう、予め成分分析機関を活用し、成分確認を行うことが望ましい。

主な成分分析機関の活用	
成分分析機関活用の目的	<ul style="list-style-type: none">■ 成分分析機関を活用し、自社製品に非ハラールな成分が含まれていない証明を取得することにより、<u>「ハラール認証取得に至らなくても、検査結果から豚やアルコールの成分を含まないことを証明することはできる。」</u><ul style="list-style-type: none">● <u>ただしハラール性の担保をする訳ではないので利用方法に注意が必要である。</u>■ <u>活用例:</u><ul style="list-style-type: none">● 中東では、食品登録後の検査で非ハラールな成分を含むことが発覚すると、当該製品の登録が取消されるリスクがある。予め成分検査をしておくことで、本リスクを回避する。● 東南アジアでは、成分検査を行うことにより、ハラール認証製品ではないものの豚やアルコールの成分を含まないことを証明することができる。
検査の特徴	<ul style="list-style-type: none">■ PCR検査とアルコール残量分析を行っている。
主な成分残留分析機関の例(詳細は次頁)	<ul style="list-style-type: none">■ 一般財団法人日本食品分析センター<ul style="list-style-type: none">● 大手分析機関。分析可能項目の多さと経験値は国内トップクラスである。■ 株式会社フードテクニカルラボ<ul style="list-style-type: none">● ハラール認証制度に精通している。中小企業の自主検査に相談可能。■ 株式会社エムビックらいふ<ul style="list-style-type: none">● シンガポールのワーリーズ・ハラール社と提携。● ハラール用食品検査は予約制となっており、事前に電話相談が必要。

ハラム成分残留分析機関

主な国内分析機関

①一般財団法人日本食品分析センター

所在地	東京都渋谷区元代々木町52番1号 大阪府吹田市、名古屋市、福岡市にも支所あり。 その他、東京都多摩市、北海道千歳市、大阪府茨木市に研究所、新潟や仙台に事務所あり。
URL	https://www.jfrl.or.jp/about/aboutus
連絡先	下記問い合わせフォームを参照： https://www.jfrl.or.jp/contact/create
備考	大手分析機関。分析可能項目の多さと経験値は国内トップクラスである。

②株式会社フードテクニカルラボ

所在地	東京都杉並区松庵3-19-6
URL	http://food-labo.jp/
連絡先	Mail: info@f-t-l.co.jp 電話: 03-3334-2107
備考	ハラール認証制度に精通している。中小企業の自主検査に相談可能。

③株式会社エムビックらいふ

所在地	東京都品川区東品川2丁目2-24 天王洲セントラルタワー18階 その他、東京都府中市にエムビック環境分析センターあり。
URL	https://www.life-silver.com/mbic/
連絡先	電話: 03-5769-7247
備考	シンガポールのワーリーズ・ハラール社と提携。 ハラール用食品検査は予約制となっており、事前に電話相談が必要。 検体依頼書下記ウェブサイト参照： https://www.life-silver.com/global-image/units/upfiles/1658-1-20160428065503_b57213537416b2.pdf